

令和5年第15回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和5年11月17日(金)
開会 15時35分 閉会 17時16分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 平井 國政 委 員 小寺 香里
委 員 山口 清一郎
- 4 事務局
教育総務課長(以下「教総課長」という。) 武藤 文雄
学校教育課長(以下「学教課長」という。) 柳井 慎也
社会教育課生涯学習推進係総括主幹(以下「社教総括」という。) 戸高 直人
社教総括 首藤 幸一郎
体育保健課長(以下「体保課長」という。) 川野 眞司
本日の書記 課長補佐兼総括主幹 御手洗 薫 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 9件
- 6 報告事項等 4件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0人

開会・点呼

教育長 それでは、教育委員会会議を開催するに当たり委員の出席確認をいたします。
本日は、藤崎委員が欠席ということであります。

教育長 それでは、令和5年第15回教育委員会会議を開きます。

前回会議録の承認

教育長 前回の教育委員会会議の会議録の署名委員は、小寺委員にお願いいたします。
また、今回の会議録の作成は、多田にお願いしています。

教育長の報告

兵庫県豊岡市への視察について

教育長 はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

教育長 議案第 51 号は個人情報を含む案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りします。議案第 51 号は公開しないということによろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第 51 号は、非公開といたします。

教育長 本日の議事等進行は、初めに公開による議事、議案第 43 号から議案第 50 号まで及びその他報告事項等を行いまして、次に非公開による議事、議案第 51 号を行います。

議 事

【議 案】

議案第 43 号 公民館の廃止の決定について

議案第 44 号 開発総合センターの管理運営体制の変更等について

議案第 45 号 令和 5 年第 5 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- ・ 令和 5 年度佐伯市一般会計補正予算 (第 4 号)
- ・ 佐伯市公民館条例の一部改正について
- ・ 佐伯市大入島開発総合センター条例の一部改正について
- ・ 佐伯市スポーツ公園条例等の一部改正について
- ・ 佐伯市グラウンド等条例の一部改正について

議案第 46 号 佐伯市立学校通学区域設定規則の一部改正について

議案第 47 号 佐伯市立学校管理規則の一部改正について

議案第 48 号 佐伯市教育委員会文書管理規程の一部改正について

議案第 49 号 佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の一部改正について

議案第 50 号 佐伯市立学校管理規則の一部改正について

議案第 51 号 校区外就学について

議案第 43 号 公民館の廃止の決定について

教育長 それでは、議案第 43 号公民館の廃止の決定について、社会教育課首藤総括主幹から説明をいたします。

社教総括 それでは、議案第 43 号公民館の廃止の決定について、御説明させていただきます。

本議案は、佐伯市公民館条例に規定しています 18 地区公民館のうち、佐伯市大入島地区公民館、佐伯市木立地区公民館、佐伯市下堅田地区公民館、佐伯市上浦地

区公民館、佐伯市本匠地区公民館及び佐伯市本匠西地区公民館の六つの施設を廃止するに当たり、教育委員会に承認を求めるものであります。

なお、廃止する施設につきましては、令和6年4月1日から新たに地域コミュニティ組織の活動拠点となるコミュニティセンターとして位置付けられます。

また、各地区公民館で行っている社会教育事業につきましては、コミュニティセンター移行後も、配置職員に教育委員会業務の補助執行を行う形で、引き続き継続し、社会教育事業を低下させることがないよう努めてまいります。

以上で、議案第43号公民館の廃止の決定についての説明を終わります。

教育長 それでは、ただいま説明のありました議案について、審議を行います。御質問、御意見のある方は、お願いいたします。

小寺委員 地域の実態やコミュニティセンターとなる条件は、全て整っているのですか。

社教総括 コミュニティセンター化する前から、コミュニティ創生課の職員が地域の中に入りまして、区長会をはじめいろいろな団体の関係者の皆さんが集まった考える会から始まっており、その後組織を立ち上げるため、その母体を作り、そしてコミュニティセンター化します。コミュニティセンター化した後に、1年をめどに新たなコミュニティ組織を作るという流れでやっています、全てそこまで順調にしているということで、今回議案を提出させていただいたということです。

小寺委員 条件といたしますか、そこはそろったということでしょうか。

社教総括 はい。

教育長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、議案第43号の承認についてお諮りいたします。議案第43号について、提案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 それでは、議案第43号については、提案どおり承認といたします。

議案第44号 開発総合センターの管理運営体制の変更等について

教育長 続いて、議案第44号開発総合センターの管理運営体制の変更等について、同じく首藤総括主幹から説明いたします。

社教総括 続きまして、議案第44号開発総合センターの管理運営体制の変更等について、御説明させていただきます。

本議案は、大入島開発総合センター、通称海人夏館、こちらの施設を大入島地域コミュニティセンター及び海人夏館に区分をし、改めて海人夏館の管理運営に関して定めるものであります。

内容につきまして、大きく4点御説明させていただきます。

1点目ですが、令和6年度からセンターの施設の一部をコミュニティセンターとして、コミュニティ創生課に移管するに当たり、そのセンターの一部を廃止するものであります。

2点目になります。社会教育課所管分の施設を今回宿泊施設として改めて見直しを行い、マリンハウス海人夏館として整理をしたいと考えております。

3点目になります。センターを宿泊施設として管理運営するに当たりまして、その使用料の見直しを行い、新たに定めるものであります。宿泊施設としての使用料は、和室、いわゆる大部屋になりますが、こちらが1人1泊当たり大人3,000円、小中学生1,500円、3歳以上の未就学児1,000円となります。また、個室宿泊棟につきましては、大人が1人3,500円、小中学生2,500円、3歳以上の未就学児1,000円ということで考えております。

4点目になります。社会教育課所管の宿泊施設となる部分ですが、宿泊施設として整理をしまして、管理運営を行うため、佐伯市大入島開発総合センター条例第14条に規定されています佐伯市大入島開発総合センター運営委員会を、今年度で廃止したいと考えております。

以上の案件につきましては、センターの管理運営等に関する基本的事項の変更のため、佐伯市大入島開発総合センター条例第15条の規定により、佐伯市大入島開発総合センター運営委員会に諮問をいたしまして、議案資料にあります答申をいただいております。

以上で、議案第44号開発総合センターの管理運営体制の変更等についての説明を終わります。

教育長 それでは、開発総合センターの管理運営体制の変更等について、御質問、御意見等ある方は、お願いいたします。

山口委員 今は、指定管理者が、ここの運営をされているのですか。また、コミュニティセンターと海人夏館の指定管理者の運用上のすみ分けはどうなるのでしょうか。

社教総括 海人夏館は、指定管理制度を導入していない施設であります。
この海人夏館の先に非常に古い昔の大入島地区公民館がございます。もう古くなったので使えなくなっているのですが、それを含めて海人夏館は公民館的要素を併用した施設という位置付けで整備された施設でありますので、ずっと指定管理者制度は導入されていないということになっております。

平井委員 管理体制が変わるのはわかりますが、使う側としては何か変わるのですか。

社教総括 一切変わりません。

平井委員 使用料の値段は、前と同じですか。

社教総括 使用料については、現在条例上は、大部屋が 650 円、家族棟、個室宿泊棟が 870 円となっておりますが、これも以前から、この施設を整備した時から、これに様々なサービス、いわゆるそこでお世話をするような方々の雇用の賃金とかも加味して、運営委員会で整理をして、運営委員会で決めた金額に、以前からずっととなっております。そういった実態の金額ではもう変えていないということでもあります。

小寺委員 はたから見てみると、海人夏館の管理は、今は長久さんがされていますよね。次年度からは、コミュニティセンター化されたら、鍵の管理などはコミュニティセンターに移るといえることですか。

社教総括 コミュニティセンター側の管理は、コミュニティ創生課の管理になります。長久さんには、社会教育課の管理する部分、こちらの清掃、鍵の管理、あるいは受付だとか、そういったものを業務委託をお願いをしております。
それは今年も、来年度以降も変わらないように今のところとなっております。

小寺委員 お風呂は、使っていますよね。

社教総括 大きいお風呂とかは、長久さんに管理をしていただいております。今は、長久さんにこの海人夏館全体を管理していただいております。来年度分けますので、社会教育課の部分だけは、そのまま長久さんにとというようなことになっております。

小寺委員 不便になったりはしないのですか。鍵の管理やお風呂について。

社教総括 この線でラインを引いているのは、鍵の管理を考えてというのも一つ考慮としてあります。今、見た目は、全部一体的な施設になっていますが、建物自体は、この今のラインで分かれております。屋根は一緒になっていますが、それぞれ別で鍵があります。当然、個室宿泊棟は別ですので、鍵の管理は長久さんをお願いをしています。このような状況のため、その点は心配ないのではないかと考えております。
ここの利用者はリピーターの方もかなり多く、利用の変更ということもありませんので、大丈夫ではないかと考えております。

小寺委員 自転車倉庫はコミュニティセンターに入っていますけど、住民の人はあまり自転車を使わないですね、自分のものを持っているので。ここで管理するものについては観光客向けだと思うのですが、長久さんが一緒に一括して管理したほうが便利ではないかと思うのですが、雇用の面やほかの諸経費があると思いますので、一概にはどちらがいいのか言いにくいですが。

社教総括　ここに自転車倉庫というのがございますが、今、自転車はもう入っておりません。自転車の貸し借りというのが、一時はあったのですが、もう何年か前からありません。今、観光課が自転車2台ほど、それは食彩館に管理をさせていただいており、そちらに置いています。コミュニティ創生課も地域の方々と話をしながら、地域の方々も道具がいっぱいあるので、こちらの自転車倉庫を使ってないのであれば、使いたいというような話もあったので、管理はコミュニティ創生課に預けたほうがいだろうということで移管することとなっております。

資産の管理の振り分け、例えば芝生広場や駐車場の方も、これから担当課同士で、話をしていきたいというふうに考えております。

教育長　ほかによろしいでしょうか。

それでは、議案第44号の承認についてお諮りいたします。議案第44号について、提案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員　（全委員から「はい」との同意あり。）

教育長　それでは、議案第44号については、提案どおり承認といたします。

議案第45号 令和5年第5回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

教育長　次に、議案第45号令和5年第5回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、このうち令和5年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）について、各関係課長から説明をいたします。

初めに武藤教育総務課長から説明をいたします。

教総課長　それでは、令和5年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、一般会計において歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億429万7,000円を追加しております。そのうち、歳出の教育費につきましては、680万3,000円減額補正をするという形になっております。

それでは、各課における主な補正内容について、御説明をいたします。まず、教育総務課関係について説明をいたします。

教育総務課においては、歳入の補正はございません。歳出につきましては、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費について、人事管理事業－教育総務費人事管理費で349万1,000円を減額しております。これは、年度当初、会計年度任用職員を1人増員したことから、それに伴い272万3,000円を増額しております。それともう一つが、9月補正において、令和5年10月で資格取得から1年を経過する会計年度任用職員は、厚生年金から地方職員共済の長期共済となることから、社会

保険料を減額し、共済組合負担金を増額したところでしたが、佐伯市の任用形態では移行する必要がなかったということが後日わかりました。そのため、今回は9月補正でした部分を補正前の状態に、共済費を621万4,000円減額するという補正になっております。

教育総務課分については、以上で説明を終わります。

体保課長 体育保健課から御説明させていただきます。

資料の10ページ、こちらは債務負担行為の補正の内容になっておりまして、米水津温水プール監視業務委託、学校給食センター自家用電気工作物保安管理業務委託、そして学校給食センター警備業務委託につきましては、令和6年度の当初から業務にかかる必要があり、したがって、令和5年度中に入札をする必要がありますので、債務負担行為補正として、手続をとらせていただいております。

次に歳入ですが、17款、1項の寄附金に指定寄附金といった項目がございます。

政策企画指定寄附金49万5,000円、それとスポーツ振興指定寄附金10万円、この二つが関係する部分になります。まず政策企画指定寄附金につきましては、49万5,000円のうち24万円になりますが、こちらは、明治安田生命相互会社の大分支店様が実施している私の地元応援募金という事業において、その収益を先般実施されましたSAIKIリレーマラソンの運営費に充てて欲しいとの趣旨で寄附金をいただいたものであります。

そしてもう一つ、スポーツ振興指定寄附金ですが、こちらは10万円になります。これは、ぶんご銘醸株式会社様が元プロ野球選手の川崎憲次郎様とタイアップしまして、芋焼酎を作っており、その売上げをスポーツに取り組む子どもたちのために役立てていただきたいといった趣旨で寄附をいただいたものであります。

24万円と10万円で合計34万円になるのですが、こちらの金額を歳出の部分、教育費の保健体育費の保健体育総務費、体育振興事業の財源としまして、今まで一般財源で34万円が出ていた部分に34万円を内容を変えて、寄附の分を充てさせていただきます。

体育保健課の補正につきましては、以上です。

学教課長 続きまして、学校教育課分です。

スクールメンタルケア推進事業というのがございまして、現在、スクールソーシャルワーカー4人が学校に入っているところであります。当初3人の予定でありましたが、1人増員をして今年は4人体制で行ってきたところであります。そのうちの1人が週1回7時間であったところ、週2回の7時間ずつで14時間に変更となったことから、その報酬の不足分について、県の方から66万1,000円、一般財源の方から44万1,000円、合計110万2,000円増額ということで補正予算を今回計上しているところであります。

教育長 教育関係の今回の補正について説明を受けました。質問等ありましたらお願いいたします。

小寺委員 ソーシャルワーカーの勤務が増えていくことや児童や生徒の実態というところで、たくさん雇用して、それで現場が解決されていくのかというようなところで、予算を組むときに、ソーシャルワーカー以外の例えば、命の大切さなどを教える講師を呼ぶなどのそういう予算の組み方というのはまた別の枠にあるのでしょうか。

もし予算が取れるのであれば、そういうところをしっかりと取って、気になる学校については手厚く指導というか環境を整備していけるような、どうしても講師をお招きするとすると、金額もはってくると思うのですが、そういった予算というところもできたら、これからつけていってもらえたりするといいのかなと思います。

児童や生徒が抱えている課題は、それがあから解決するというわけでもないの、とにかく気になるのは、今の子どもたちの実態で、講師の先生のお話なのか、家庭の働きかけなのか、今手段っていうのはすぐにお話できないんですけども。予算を必要とするのであれば、そういったところも、実態から逆算して、どういったところに、どんな活動を持ってきて、それにどのぐらい予算、経費がいるのかというふうに、教育費に関しては、大事かなと思います。

教育長 ありがとうございます。命の教育も含めて、いろいろな講師を呼んだりして、薬物乱用もそうですし、もう様々な課題がある中いろいろな取組をしているのですが、学校教育課長、何かお伝えすることがあればお願いします。

学教課長 県の事業でスクールロイヤーの派遣、例えばいじめ防止の取組であったり、人間関係づくりプログラムを周知するために佐伯市に2人のコーディネーターがいるのですが、そのコーディネーターが学校を回りながら一緒に子どもたちと活動を行ったり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが子どもたちと話をしたりなど、今ある資源を活用しながら、いろいろな対応を行っているところであります。

県の取組の事業で、講師を招聘して、来ていただくという取組もありますので、先ほど言われたように、今の実態をきちんと把握をして、それに対応できるような取組についてはまた考えていきたいといったところであります。本当に貴重な御意見ありがとうございます。

教育長 それでは、次に佐伯市公民館条例の一部改正について、首藤総括主幹が説明をいたします。

社教総括 それでは、佐伯市公民館条例の一部改正につきまして、御説明いたします。

本議案は、先ほど議案第43号で御承認いただいた佐伯市公民館の廃止の決定に伴い、佐伯市公民館条例に規定されております、佐伯市大入島地区公民館、佐伯市木立地区公民館、佐伯市下堅田地区公民館、佐伯市上浦地区公民館、佐伯市本匠地区公民館及び佐伯市本匠西地区公民館を条例の規定から削除することについて、令和5年第5回佐伯市議会定例会、12月議会に議案を提出するため、その提出する議

案につきまして、教育委員会の意見を求めるものであります。条例の施行時期につきましては、令和6年4月1日といたします。

以上で、佐伯市公民館条例の一部改正についての説明を終わります。

教育長 それでは審議を行います。先ほど廃止とした公民館の条例の改正ということでありまして、御質問等ございますか。

教育長 よろしいですか。

 続いて、佐伯市大入島開発総合センター条例の一部改正について、同じく首藤総括主幹から説明いたします。

社教総括 続きます。佐伯市大入島開発総合センター条例の一部改正につきまして、御説明いたします。

 本議案は、先ほど議案第44号で御承認いただきました、開発総合センターの管理運営体制の変更等に伴い、本条例を改正するに当たり、令和5年第5回佐伯市議会定例会、12月議会に議案を提出するため、その提出する議案につきまして、教育委員会の意見を求めるものであります。こちらにつきましても条例の施行時期につきましては、令和6年4月1日といたします。

 以上で、佐伯市大入島開発総合センター条例の一部改正についての説明を終わります。

教育長 これも先ほど説明のあった部分の条例の整理ということでありまして。特に25ページの運営委員会については、役割を終えたのでここも削除しますということでありまして。質問等ございますか。

教育長 よろしいですか。

 それでは、次に佐伯市スポーツ公園条例等の一部改正について、川野体育保健課長が説明いたします。

体保課長 それでは、佐伯市スポーツ公園条例等の一部改正について、御説明させていただきます。

 今回の改正の内容につきましては、12月議会に条例改正の議案を提出したいと考えておまして、その前段で教育委員会委員の皆様には審議をしていただきたく、提出をしております。

 資料が多く、わかりづらい部分がありますので、佐伯市B&G海洋センター等の使用料改定についてという資料を別紙で配布させていただいております。こちらで説明をさせていただきます。

 市内には6か所のB&G海洋センターがございます。このB&Gの使用料の改定が主な内容となっております。これは、佐伯市行政経営推進プランに掲げている目標で、施設の使用料を統一することが目的であり、決して値上げを目的としたも

のではありませんので、その点は御理解をお願いしたいと思います。

また、これに伴い佐伯市体育館条例及び佐伯市スポーツ公園条例の改定を行うものであります。

B & G 体育館使用料、1 時間当たりの現行ですが、全面で 100 円ということになっておりますが、これを佐伯市体育館条例と同様に全面 430 円、半面 210 円に改正したいと考えております。あわせて、照明施設の使用加算額を 1 時間当たり現行の 100 円から、全灯 650 円、半灯 320 円に改正したいと考えているところであります。

また、これにあわせまして、佐伯市体育館条例の中にある尺間地区体育館及び上切畑体育館、この二つの体育館の照明施設の使用加算額を 1 時間当たり、現行の 210 円から 320 円に改正したいと考えております。

次に、B & G 海洋センターのサブ体育館、これは武道場ですが、こちらの使用料につきましても改正を行いたいと考えております。具体的には、1 時間当たり現行 100 円となっておりますが、こちらを佐伯市民武道館条例の全面 430 円、半面 210 円と同額に改正し、また、照明施設の使用加算額を 1 時間当たり現行の 100 円から全灯 430 円、半灯 210 円に改正したいと考えております。

あわせて、佐伯市スポーツ公園条例の武道館及び柔剣道場の使用料及び照明施設の使用加算額を、佐伯市民武道館条例の金額に統一したいと考えているところであります。

市町村合併から 17 年も経過しておりまして、本来であればもっと早く改正すべきであったと思っておりますが、この度教育委員会において説明を行いまして、12 月議会に改正案を提出させていただきたいと考えております。可決されれば、来年の 4 月 1 日の施行を考えております。

教育長 体育施設の使用料の改正ということでありまして、本来であれば市町村合併時にそろえるべきものだったということでありました。受益者負担の考えの中で公平性を担保していくということで今回の条例改正ということでもあります。御意見、御質問いただきたいと思います。

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次に佐伯市グラウンド等条例の一部改正について、これも川野体育保健課長から説明いたします。

体保課長 続きまして、佐伯市グラウンド等条例の一部改正について、御説明させていただきます。今回の改正案の内容につきましては、12 月議会に条例改正の議案を提出したいと考えておりまして、その前段で教育委員会委員の皆様にご審議をしていただきたく、提出をしているところであります。

この改正につきましては、大分県が今実施しています国道 388 号の改修工事におきまして、新しいルートが蒲江の楠本地区の楠本グラウンドのナイター設備の一部にかかることとなり、必然的に撤去が必要となったため条例の一部改正を行いたい

と考えているところであります。

具体的には、ナイター設備が使えなくなりますので、利用時間が現行午前8時30分から午後10時までとなっておりますが、こちらを午前8時30分から午後5時までに変更を行います。また、夜間照明施設の利用期間、利用時間及び使用料の記述について、削除することになります。

この度、委員の皆様にご説明を行い、12月議会に改正案を提出させていただきたいと考えております。

教育長 国道のルート変更によってグラウンドの一部、夜間照明の部分にかかるということで、夜間照明がなくなるという内容であります。それに伴って、グラウンドの使用料は残しますが、照明施設の加算は削除するということでもあります。

御意見、御質問ありましたらお願いいたします。

教育長 よろしいですか。

それでは、以上で第5回佐伯市議会定例会に提出する議案の審議は終わりましたので、お諮りしたいと思います。

議案第45号令和5年第5回佐伯市議会定例会に提出する議案については、異議なしということでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第45号については、異議なしといたします。

議案第46号 佐伯市立学校通学区域設定規則の一部改正について

教育長 続いて、議案第46号佐伯市立学校通学区域設定規則の一部改正について、武藤教育総務課長が説明をいたします。

教総課長 議案第46号佐伯市立学校通学区域設定規則の一部改正について、説明させていただきます。

この議案は、佐伯市立学校通学区域設定規則の一部改正を行うに当たり、教育委員会の承認を求めたものであります。改正の理由につきましては、令和5年9月の佐伯市議会定例会において、佐伯市青山小学校を廃止する議案が可決され、令和6年度から、青山小学校を下堅田小学校に統合し、青山小学校を廃止することとなったことから、これまで、青山小学校の通学区域であった大字青山の区域を下堅田小学校の通学区域に加えるほか、規定の整備をする必要があるため、規則を改正するものであります。

この規則の別表1は、小学校の通学区域を定めたものであります。今回の改正は、これまでは大字青山は、青山小学校の通学区域とされておりましたが、青山小学校を下堅田小学校に統合することにより、別表1の青山小学校の項を削除し、下堅田

小学校の通学区域に新たに大字青山を加えようとするものであります。また、別表第2、中学校の通学区域を定めた表から同様に、青山小学校に係る規定を削除しようとするものであります。

以上で、議案第46号についての説明を終わります。

教育長 青山小学校の統合に伴っての整備ということであります。よろしいですか。

教育長 それでは、議案第46号の承認についてお諮りいたします。議案第46号について、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第46号については、提案どおり承認といたします。

議案第47号 佐伯市立学校管理規則の一部改正について

教育長 続いて、議案第47号佐伯市立学校管理規則の一部改正について、同じく武藤教育総務課長が説明をいたします。

教総課長 それでは、議案第47号佐伯市立学校管理規則の一部改正について説明させていただきます。

この議案につきましても、佐伯市立学校管理規則の一部改正を行うに当たり、教育委員会の承認を求めるものであります。改正の理由につきましても、先ほどの議案第46号と同様に、令和6年度から青山小学校を下堅田小学校に統合することに伴い規定を整理する必要があることから、規則の改正をするものであります。

この条例の別表は、各学校支援センターの拠点校及び連携校を定めたものであります。表の中段にありますように、これまで青山小学校における給与事務等は佐伯東学校支援センターにおいて処理をされておりましたが、青山小学校が統合されることに伴い、佐伯東学校支援センターの連携校から青山小学校を削除しようとするものであります。

以上で、議案第47号についての説明を終わります。

教育長 こちらも青山小学校の統合に伴って、各学校の事務を行う学校支援センターの担当校から青山小学校を削除するといったものであります。よろしいでしょうか。

教育長 それでは、議案第47号の承認についてお諮りいたします。議案第47号については、提案のとおり承認ということではよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第 47 号については、提案どおり承認といたします。

議案第 48 号 佐伯市教育委員会文書管理規程の一部改正について

教育長 続いて、議案第 48 号佐伯市教育委員会文書管理規程の一部改正について、柳井学校教育課長が説明をいたします。

学教課長 議案第 48 号佐伯市教育委員会文書管理規程の一部改正について、御説明いたします。

 この議案は、令和 5 年度末をもって佐伯東幼稚園、八幡幼稚園、木立幼稚園、松浦幼稚園及びよのうづ幼稚園を廃止することに伴い、当該廃止となる幼稚園が使用する文書記号に係る規定を削除しようとするものであります。

 別表第 1 に、公文書発送の際に用いる文書記号が規定されておりますが、この別表から今回廃止となる幼稚園の名称及び文書記号を削除することが改正の内容となります。

 以上で、佐伯市教育委員会文書管理規程の一部改正についての説明を終わります。

教育長 こちらは、幼稚園の廃止に伴って文書管理規程を整理するものであります。御意見等よろしいでしょうか。

教育長 それでは、議案第 48 号の承認についてお諮りいたします。議案第 48 号については、提案どおり承認としてよろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 それでは、議案第 48 号については、提案どおり承認といたします。

議案第 49 号 佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の一部改正について

教育長 続いて、議案第 49 号佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の一部改正について、柳井学校教育課長が説明をいたします。

学教課長 議案第 49 号佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の一部改正について、御説明いたします。

 この議案は、令和 5 年度末をもって一時預かり事業を行っていたよのうづ幼稚園を廃止することに伴い、一時預かり事業を実施する幼稚園からよのうづ幼稚園を削除しようとするものであります。

 現在、一時預かり事業を実施している幼稚園は渡町台幼稚園、鶴岡幼稚園、そしてよのうづ幼稚園の 3 園でございますが、この佐伯市立よのうづ幼稚園を削除することが改正の内容となります。

以上で、佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の一部改正についての説明を終わります。

教育長 こちらは、よのうづ幼稚園が一時預かり事業を実施していますので、この一時預かり事業の規定からよのうづ幼稚園を削除するという内容であります。
御意見等よろしいでしょうか。

教育長 それでは、議案第 49 号の承認についてお諮りいたします。議案第 49 号については、提案どおり承認としてよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第 49 号については、提案どおり承認といたします。

議案第 50 号 佐伯市立学校管理規則の一部改正について

教育長 続いて、議案第 50 号佐伯市立学校管理規則の一部改正について、柳井学校教育課長が説明します。

学教課長 続きまして、議案第 50 号佐伯市立学校管理規則の一部改正について、御説明いたします。

本議案は、佐伯市立学校管理規則の事務職員の規定の一部について改正しようとするものであります。地方公務員法の一部改正に伴って、職員の定年年齢の引き上げ及び暫定再任用制度の導入がされる中、再任用職員等の専門的な能力と長年の経験をいかすとともに、60 歳以降のモチベーションを維持するため、大分県において専門員という職を設置されたことを踏まえまして、本市におきましても、専門員という職を設置するものであります。

学校に必要な応じて、学校支援センター所長、主幹、副主幹、主査、専門員、主任及び主事を置くというところで、専門員という言葉が出ていると思います。県に設置をされたということ踏まえまして、本市の学校管理規則の中でも、専門員という職を設置するといった変更であります。

以上で、議案第 50 号についての説明を終わります。

教育長 御質問等よろしいでしょうか。

教育長 それでは、議案第 50 号の承認についてお諮りいたします。議案第 50 号については、提案どおり承認としてよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第 50 号については、提案どおり承認といたします。

報告事項等

- ・ 佐伯市佐伯地区公民館の移転について
- ・ 佐伯市上堅田地区公民館について
- ・ 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について
- ・ 次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長 それでは、先に非公開と決定しました議事（議案第 51 号）を行います。関係課長のみ在席とし、そのほかの課長等は退席をお願いいたします。

議 事

議案第 51 号 校区外就学について

教育長 それでは、議案第 51 号校区外就学について、柳井学校教育課長が説明をいたします。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝原案のとおり承認＝

教育長 それでは、令和 5 年第 15 回教育委員会会議を閉会いたします。

終了 17 時 16 分